

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和5年3月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年1月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。